

令和8年度から指定管理者を指定する施設と指定管理者候補者の指名理由(No.4以降追加)

No.	施設名	指名先	指名理由	指定管理者を指定する期間
1 2 3	花巻市定住交流センター（なはんプラザ） 花巻市花巻駅前多目的広場 花巻駅南駐車場	株式会社元来社	株式会社元来社は、花巻市定住交流センターにおける各機器・設備等の専門的知識・技術を有する市内唯一の団体である。また、花巻市花巻駅前多目的広場及び花巻駅南駐車場との一体的な管理運営を行うことで、利用者の利便性確保と円滑な管理運営を行うことができるため、引き続き指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで (3年間)
4 5 6	松園振興センター 花巻市技術振興会館 花北地区社会体育館	日居城野地区コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
7	花北振興センター	花北地区コミュニティ協議会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
8	花巻中央振興センター	花巻中央地区コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
9	花西振興センター	花西地区まちづくり協議会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
10 11	花南振興センター 花南地区社会体育館	花南地区コミュニティ会議	各振興センター及び隣接施設はこれまで同一のコミュニティ会議が指定管理を行っている。施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できるため、引き続き指名する。	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
12 13 14	湯口振興センター 湯口地区社会体育館 花巻市自然休養村センター	湯口地区コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
15 16	湯本振興センター 湯本地区社会体育館	湯本地区コミュニティ会議	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
17 18	矢沢振興センター 矢沢地区社会体育館	矢沢地域振興会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
19 20 21	宮野目振興センター 宮野目地区社会体育館 宮野目体育センター	宮野目コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
22 23	太田振興センター 太田地区社会体育館	太田地区振興会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
24 25 26	笹間振興センター 笹間地区社会体育館 西南地区社会体育館	笹間地区コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)

No.	施設名	指名先	指名理由	指定管理者を指定する期間
27 28	大迫振興センター 花巻市大迫交流活性化センター	大迫地区コミュニティ振興会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
29 30 31 32	内川目振興センター 内川目地区農村環境改善センター 大迫労働安全衛生推進施設 大迫ゲートボール場	内川目コミュニティ会議	各振興センター及び隣接施設はこれまで同一のコミュニティ会議が指定管理を行っている。施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できるため、引き続き指名する。	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
33 34 35	外川目振興センター 外川目地区社会体育館 外川目グラウンド	外川目地区コミュニティ会議	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
36 37 38	亀ヶ森振興センター 亀ヶ森地区社会体育館 亀ヶ森グラウンド	亀ヶ森地区コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
39 40 41	好地振興センター 石鳥谷国際交流センター ビバハウスいしひや	好地地区まちづくり委員会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
42 43	大瀬川振興センター 大瀬川構造改善センター	大瀬川活性化会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
44 45 46	八日市振興センター 八日市いきいき交流館 八日市構造改善センター	八日市地区コミュニティ会議	各振興センター及び隣接施設はこれまで同一のコミュニティ会議が指定管理を行っている。施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できるため、引き続き指名する。	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
47 48	八幡振興センター 八幡交流センター	八幡まちづくり協議会	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
49 50	八重畠振興センター 八重畠定住促進センター	八重畠コミュニティ協議会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
51 52	新堀振興センター 新堀ふれあいセンター	新堀地区コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
53 54	小山田振興センター 東和高齢者コミュニティセンター	明日の小山田を考える会		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
55 56	土沢振興センター 東和コミュニティセンター	土沢地域づくり会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
57 58	成島振興センター 成島地区社会体育館	成島地区コミュニティ会議	各振興センター及び隣接施設はこれまで同一のコミュニティ会議が指定管理を行っている。施設利用者は地元住民や団体が多く、地域づくりや地域の生涯学習活動の拠点の場として、地域の実情やニーズに合わせて活用されていることから、指定管理を継続することにより地域の主体的な活動の促進がより一層期待できるため、引き続き指名する。	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
59 60	浮田振興センター 浮田集会所	浮田地区コミュニティ会議	【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
61 62	谷内振興センター 谷内地区社会体育館	東和東部地区コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
63 64	田瀬振興センター 田瀬地区社会体育館	田瀬地域コミュニティ会議		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)

No.	施設名	指名先	指名理由	指定管理者を指定する期間
65	花巻市交流会館	一般社団法人花巻観光協会	<p>花巻市交流会館は、観光交流、国際交流及び国内交流並びに市民交流の場を提供し、もって交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的とした施設である。</p> <p>花巻観光協会の目的は、花巻市及びその周辺地域における観光物産資源の発掘とその振興を図ることにより、交流人口の拡大と観光物産産業の発展を促進し、地域経済の発展と住民生活の向上に役立てることであり、花巻市交流会館の設置目的と合致する。現在当該施設に入居している4団体のうち、組織の目的上から同協会が最も適任であり、また、これまでの管理経験に基づいた各機器・設備等に知識・技術を有していることから引き続き指名する。</p> <p>【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】</p>	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)
66 67	花巻市新規就農者技術習得施設 花巻市営大迫宇瀬水牧野	一般社団法人花巻農業振興公社	<p>花巻農業振興公社は、当該2施設の地形等に精通しており、安定した施設運営が確保されることで、サービス向上などの効果が期待されることから、引き続き指名する。</p> <p>【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】</p>	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)